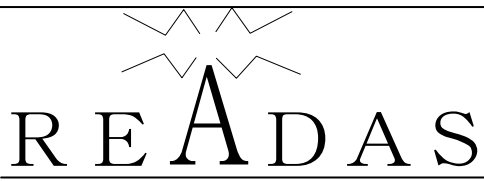


第 5249 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月18日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成27年1月1日以後に取得する美術品等

Q：平成27年から減価償却資産に該当する美術品等の取扱いが変わったそうですが、平成26年までに取得したものについては、どのようになるのですか？

A：取得日を適用初年度開始の日とみなすこととする経過措置があります。

【解説】

平成26年の改正で、取得価額が1点100万円未満である美術品等は原則として減価償却資産に該当し、取得価額が1点100万円以上の美術品等は原則として非減価償却資産に該当することとなりました。

この取扱いは、平成27年1月1日以後取得する美術品等について適用されますが、平成26年までに取得した美術品等については、取得日を適用初年度開始の日とみなして定額法又は200%定率法を選択できるほか、中小企業者等にあつては、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(1点30万円未満の美術品等は一括償却可。ただし一事業年度当たり300万円を限度)の規定を適用することも認められています。

したがって、平成26年までに取得した美術品等については、適用初年度に減価償却資産に該当するかの再判定を行い、減価償却資産に該当することとなった美術品等に関し、その適用初年度以後の事業年度において減価償却を行うことができ、再判定をしなかったものについては減価償却することができなくなりますので、注意しておいてください。

